



第 8 号 平成18年(2006年) 7/5

広報 いらき津木野

おしらせ版

保健・衛生・福祉

快適に過ごせる生活環境づくりにご協力ください

生活環境課 (☎33-5614)

- ①犬、猫等のペットの管理に関する苦情
- ②野焼の苦情
- ③空地・空家の雑草、管理等に関する苦情
- ④道路、空地、山林等へのポイ捨て、ごみの不法投棄に関する苦情
- ⑤深夜のテレビ・カラオケ等の生活騒音に関する苦情 等
迷惑行為についての苦情相談が増加しています。
これらのことは、ちょっとしたお互いの心がけや相手への思いやりで解決できることです。
お互いが快適に過ごせる生活環境づくりにご協力ください。

7月の犬の引き取り

生活環境課 (☎33-5614)

今月の第3火曜日は、犬の引き取りの日です。
子犬も引き取ります。

- 日 時 7月18日(火) 13:00~13:30
- 場 所 串木野庁舎別館 駐車場広場
- ※印鑑と鑑札を持参してください。
- ※当日、引き取りに出された犬をその場で譲り渡すことはできません。譲り渡しを希望される方は、伊集院保健所で開催される動物愛護講習会を受講してください。
- ※犬の飼い主は必ず登録し、狂犬病予防注射を受けてください。

『海外戦没者未送還遺骨情報』を求めています

福祉課 (☎33-5618)

戦没者の遺骨収集につきましては、これまで戦友や現地政府等から提供された情報に基づき鋭意実施してきましたが、戦後60年以上が経過し、遺骨情報が減少してきており、特に南方地域の遺骨収集が困難な状況になりつつあります。このような状況を踏まえ、厚生労働省では、南方地域における今後の遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から概ね3年間をかけてフィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島等における未送還遺骨の情報収集を実施してまいります。

情報をお持ちの方は、下記までご連絡ください。

【連絡先】

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室
☎03-3595-2469 F A X : 03-3503-2667
E-mail : gaijishitsu@mhlw.go.jp

咽頭結膜熱(プール熱)を予防しましょう!

串木野健康増進センター(☎33-3450)・市来庁舎健康福祉課(☎21-5118)

県内で咽頭結膜熱が流行し、警報が発令されました。

◆咽頭結膜熱とは

発熱(38度~39度)、咽頭炎(のどの痛み)、眼症状(結膜充血、流涙、眼脂等)を主な症状とする急性ウイルス性感染症です。

◆原因となる病原体及び感染経路は

アデノウイルスと呼ばれるウイルスがその原因となります。その感染経路としては、通常飛沫感染(せきやくしゃみ等)、あるいは手指を介した接触感染であり、結膜あるいは上水道からの感染です。

夏期のプールを介して流行することからプール熱と呼ばれることもあります。

◆流行時期は

通常夏期を中心に、6月頃から徐々に増加しはじめ、7~8月にピークとなります。

◆予防するには

せきやくしゃみの他、タオルやドアの取っ手などを介して感染するので、以下のことに気を付けましょう。

- 流行時には、流水と石けんによる手洗い、うがいを励行する。
- 感染者との密接な接触をさける(タオルを共有しないなど)。
- プールでの水泳前後には、シャワーを浴び、目をしっかりと洗い、うがいをする。

ちょっと変えてみませんか? あなたの生活習慣 ~食事編~ …健康日本21 シリーズ第1回…

健康増進課 (☎33-5613)

今まで成人病と呼ばれていた、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病や骨粗しょう症といった病気は、生活習慣のゆがみに原因があるとして、「生活習慣病」という名前で呼ばれるようになりました。

具体的には偏った食事、運動不足、喫煙、過度の飲酒、ストレスなどがあげられます。

病気を予防するためばかりでなく、いきいきと充実した毎日を送り、健康で長生きをするためには、これらの生活習慣の改善が必要となります。

ここに注意、食生活改善のポイント

脂 肪はとり過ぎないように!

脂肪エネルギー比率の目標値

25%以下

1日の食事における総エネルギー摂取量のうち、脂肪エネルギーの占める適正な比率の上限は、25%です。

肉類の動物性脂肪を多く取りすぎて、コレステロール値が上がると、動脈硬化や心筋梗塞、脳梗塞を促進するといわれます。

改善策

肉の脂身、揚げ物の衣などを食べ過ぎないようにしましょう。植物油や魚に含まれる脂肪と合わせて、バランスよくとることが大切です。

脂肪は多すぎても少なすぎてもいけません。

平成18年度 結核レントゲン間接撮影のお知らせ

串木野健康増進センター(☎33-3450)・市来庁舎健康福祉課(☎21-5118)

結核予防法の規定により、レントゲン間接撮影を実施します。最近結核を軽視する傾向がありますが、医療の進んだ現在でも、どの国も安全とは言えず、結核の脅威を見過ごすことはできない状況にあります。特に、高齢者の結核の罹患者は減少しておりません。また、肺がんや心臓病の早期発見のためにも毎年1回は必ず受診しましょう。【※どの会場でも受診できます。】

○対象者：65歳以上（昭和17年4月1日までに生まれた方）

○その他：上の衣服・肌着は、ボタン・金具・カラーペイントのないものを着用し、ネックレス・エレキバン等は外して来てください。

※ただし、病院等で受診済・結核で治療中・肺がん検診受診者は除きます。

一括申込みの時に「受診しない」とされた方には、受診票は配布されておりません。希望者は直接会場にお越しください。

◎肺がん検診のお勧め（40歳以上の方が対象になります。）

結核レントゲン間接撮影は、結核の専門医が1人で読影するのに対し、40歳以上を対象に行う肺がん検診（7月19日～8月1日予定）は、①2人以上の医師による二重読影 ②過去のフィルムとの比較読影 ③喀痰細胞診（必要な方のみ）を行い、結核検診もかねているので、より精密に肺の検査をすることが出来ます。申込みをされていない方で受診を希望される方は、早めに串木野健康増進センター（☎33-3450）までご連絡ください。

月日	時 間	会 場
7月24日 (月)	9:30～10:00	市 来 体 育 館
	10:10～10:30	払 山 踊 り 場
	10:40～11:00	島 内 精 米 所 横
	11:10～11:30	寺 迫 農 免 入 口
	13:10～13:30	小 原 墓 地 入 口
	13:45～14:00	旧 川 上 地 域 館
	14:10～14:30	迫 公 民 館
8月2日 (水)	14:40～15:00	市 来 保 健 セ ン タ ー
	10:00～10:20	土川コミュニティセンター
	10:35～10:50	下 山 公 民 館
	11:00～11:10	平 山 バ ス 停
	11:20～11:30	万 福 バ ス 停
	13:10～13:35	羽島コミュニティセンター
	13:45～14:10	農 協 羽 島 支 所
8月3日 (木)	14:20～14:45	白 浜 公 民 館
	10:00～10:10	草 良 公 民 館
	10:20～10:30	荒川コミュニティセンター
	10:40～10:50	城 之 園 康 廣 氏 宅
	11:00～11:10	荒 川 下 バ ス 停
	11:25～11:35	深 田 下 公 民 館
	13:10～13:30	野 元 公 民 館 横
8月4日 (金)	13:40～14:00	平 江 公 民 館 横
	14:10～14:20	県 営 住 宅 集 会 場
	10:00～10:10	サッポロラーメン時計台
	10:25～10:50	芹 ケ 野 公 民 館
	11:00～11:20	金 山 公 民 館
	13:10～13:20	野 下 口 バ ス 停
	13:30～13:40	平 川 商 店
8月11日 (金)	13:50～14:00	大 蘭 公 民 館
	14:15～14:30	袴 田 公 民 館

月日	時 間	会 場
8月7日 (月)	10:00～10:20	田 代 商 店 前
	10:30～10:50	農 協 冠 岳 出 張 所
	11:00～11:20	井 之 上 博 文 氏 宅 前
	13:10～13:45	生福コミュニティセンター
	13:55～14:05	勤 労 青 少 年 ホ ー ム
	14:15～14:25	南 食 料 品 店
	8月8日 (火)	10:00～11:30
13:10～13:30		上 地 商 店
13:40～14:10		植 村 ビ ル
8月9日 (水)	10:00～10:20	照島コミュニティセンター
	10:35～10:55	ひ ば り が 丘 住 宅
	11:10～11:20	若 潮 ア パ ー ト
	13:10～13:20	雇 用 促 進 住 宅
	13:35～13:50	農 協 別 府 出 張 所
	14:10～14:20	海 瀬
	8月10日 (木)	10:00～10:20
10:30～10:50		曙 町 公 民 館
11:00～11:20		春 日 町 公 民 館
11:30～11:45		桜 町 公 民 館
13:10～13:20		願 船 寺
13:30～13:50		エ ビ ス ヤ 前
14:00～14:10		元 町 公 民 館
8月11日 (金)	10:00～10:25	石 川 山 公 民 館
	10:35～10:50	新 生 町 公 民 館
	11:00～11:20	浦 和 町 公 民 館
	13:10～13:20	御 倉 町 公 民 館
	13:30～13:50	漁 民 研 修 セ ン タ ー
	14:00～14:20	串木野健康増進センター

介護保険のサービス利用料が減額されます

健康増進課 (☎33-5673)

介護保険の要介護・要支援認定者で、低所得の方は、下記に該当する介護サービスの利用料が減額されますので、介護保険被保険者証を持って申請してください。

なお、平成18年7月以降も引き続き減額を希望される方は、現在市窓口で申請を受け付けていますので、申請してください。

○施設サービス等利用時の食費・居住費等の負担軽減制度

【内容】

介護保険施設に入所・入院（ショートステイを含む）した場合、市町村民税非課税世帯に属する方は、いちき串木野市が発行する「介護保険負担限度額認定証」を施設に対し提示すると、食費及び居住費（滞在費）が下表のとおり減額されます。

■施設サービス利用時の居住費及び食費の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	対象者	居 住 費（滞 在 費）				食 費
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型※ 個室	多床室	
第1段階	・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額 と課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階 に該当しない方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
第4段階	・市町村民税課税世帯の方	費用額は施設と利用者との契約により異なりますが、税制改正により従来の第1及び第2段階からの上昇者には軽減制度があります。				

※従来型個室の（ ）内は介護老人福祉施設・短期入所生活介護の場合の負担限度額です。

○障害者などの訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者に対する支援措置

【内容】

・経過措置対象者

生計中心者が所得税非課税である世帯に属し、平成17年度末（平成18年3月）現在において本軽減措置の対象者として認定されていた人が、訪問介護を利用する場合、利用者負担額が3%に減額されます。

○社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度

【内容】

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用している被保険者のうち、特に生計が困難である人が、本市に申出を行っている社会福祉法人によるサービスを利用すると、1割の自己負担額が原則4分の1（老齢福祉年金受給者等は2分の1、利用者負担第4段階の方は8分の1）軽減される制度です。ただし、生活保護受給者は対象外です。

対象者の要件…市町村民税世帯非課税で①～⑤の要件を全て満たす方

①	年間収入が単身世帯で150万円（利用者負担第4段階の方は190万円）、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
②	預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
③	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
④	負担能力のある親族等に扶養されていないこと
⑤	介護保険料を滞納していないこと

対象サービス

介護サービスの種類	軽減対象費用
訪問介護（ホームヘルプサービス）	介護サービス費
通所介護（デイサービス）	介護サービス費、食費
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護サービス費、食費、滞在費
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護サービス費、食費、居住費

7月からの市来地域「ごみの分別」「収集方法」変更のお知らせ

※串木野地域に変更はありません。

市来庁舎 市民課 (☎21-5115)

☆変更となる主な内容

①現在5種類ある指定ごみ袋が、「燃えるごみ(黄色半透明)」と「燃えないごみ(赤色半透明)」の2種類だけになり、販売価格も変わります。

(可燃：㊦178円、㊧105円 不燃：㊦157円、㊧105円 いずれも10枚入りで消費税込み)

②資源ごみ袋がなくなり「コンテナ」方式に変更になります。

☆ごみの分別品目が変更になります

■資源ごみ分別へ変更となるもの(主なもの)

・プラスチック容器

(豆腐・玉子の容器、弁当や惣菜のプラスチック容器、菓子袋等)

・発泡スチロール容器

(発泡スチロール、肉・魚類のトレー、カップラーメン容器等)

・紙パック (牛乳容器、コーヒー容器等)

・その他紙・紙製容器

(菓子箱、ティッシュの箱、日用品等の箱類、販売店の紙袋等)

・生きビン (焼酎等の一升瓶、ビール瓶等)

・ガス缶類 (カセットコンロ用ボンベ、スプレー缶、ガスライター、乾電池等)

☆直接搬入先が変更になります

月曜日～金曜日、第1・第3日曜日の午前9時～正午までと、午後1時～午後4時までの間に、串木野環境センターへ搬入してください(粗大ごみを含む)。土曜日は、家庭の燃えるごみだけ搬入できます。

直接搬入時は、指定袋で持ち込まなくてもいいですが、下記の手数料がかかります。

【搬入手数料：100kgまで300円。100kg増すごとに300円加算(100kg未満は100kgとみなす)。】

※「燃えるごみ」と「燃えないごみ」、「資源ごみ」をきちんと分別してから持ち込みましょう。

☆「ごみの分け方・出し方・収集日」カラーポスターが変更になります

市来地域の「ごみの分け方・出し方・収集日」のカラーポスターによる分別ではなく、説明会で配布された「ごみの正しい分け方・出し方」のカラーポスターによる分別を行ってください。

「ごみの正しい分け方・出し方」のカラーポスター、7月からの収集日カレンダーがお手元にない方は、いちき串木野市役所 市来庁舎 市民課の窓口で配布しています。

☆ごみ出しのポイント

- ①生ごみは、水分をよく切って出しましょう。(可燃ごみ)
- ②スプレー缶は、必ず使い切ってから、屋外で穴を開けて出しましょう。(ガス缶類)
- ③割れたガラスなどは、紙等に包んで"ガラス"などの表示をして出しましょう。
(不燃ごみ)
- ④紙パック容器は、洗って、開いて、乾かして、紙ひもでくくって出しましょう。
(紙パック)
- ⑤必ず決められた場所・決められた時間に、決められた種類のごみを出しましょう。
(前日の夜や、収集した後には、出さないようにしましょう。)

【問合せ先】

○持ち込みについて：串木野環境センター ☎32-2388

○ごみ収集・その他：市来庁舎 市民課 環境衛生係 ☎21-5115

ねんきん広報だより

平成18年7月から
「国民年金保険料の免除制度」が
新たに変わります！

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。

平成18年度の国民年金保険料は、月額13,860円ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除又は一部納付（一部免除）となる制度があります。

平成18年7月から

- ・「4分の1納付制度」→ 保険料の4分の1を納付（残り4分の3が免除）
- ・「4分の3納付制度」→ 保険料の4分の3を納付（残り4分の1が免除）

の2種類が新たに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付制度になります。

一部納付する場合の月々の保険料額は次のとおりです。

- ・4分の1納付 → 3,470円

- ・2分の1納付 → 6,930円
- ・4分の3納付 → 10,400円

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

ただし、離職などの理由で保険料を納付することが困難な場合は、ご本人の前年所得は審査基準に含まれません。

このほか、保険料を納めることが困難な方には、

- ・「若年者納付猶予制度」→30歳未満の方の保険料納付が猶予（所得審査あり）
- ・「学生納付特例制度」→学生の方の保険料納付が猶予（所得審査あり）
- ・「法定免除」→障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除などの制度もあります。

【問合せ】

- ・川内社会保険事務所 (☎22-5276)
- ・串木野庁舎 市民課 年金担当窓口 (☎33-5612)
- ・市来庁舎 市民課 年金担当窓口 (☎21-5115)
- ・ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165)

ごみ減量推進月間へのご協力について

生活環境課 (☎33-5614)

7月は、戸外での活動が増えることに伴い、食べ物・飲物等を購入する機会も増え、ごみが増加する傾向にあります。

そこで、市衛生自治協議会では、7月をごみ減量推進月間と定めております。ごみ減量及び再資源化に努めていただくようご協力をお願いします。

また、国も『循環型社会の形成』のため「ごみ3R運動」

- リデュース Reduce 発生抑制・減量
- リユース Reuse 再利用化
- リサイクル Recycle 再資源化

の取組を進めておりますので、併せてご協力をお願いします。

介護支援専門員への県からのお知らせ

健康増進課 (☎33-5673)

1. 介護支援専門員登録番号について

平成18年4月の介護保険法改正により、介護支援専門員に対し全国統一の介護支援専門員登録番号が付番されました。新しい登録番号は、県介護保険課ホームページ上で検索することができますので、ご確認ください。

☆介護保険課ホームページ「介護支援専門員関係」→「検索シート」

2. 更新制度について

今回の制度改正に伴い、介護支援専門員として就業する場合、5年ごとに介護支援専門員証の更新手続きを必要とすることとなりました。有効期限等に関する情報は、ホームページ「介護支援専門員関係」→「お知らせ」で掲載しております。また、更新の手続きにつきましては、今後詳細が決まり次第お知らせいたします。

3. 介護支援専門員証交付申請・登録事項変更届等について

介護支援専門員証の交付申請、登録事項(氏名・住所)変更届等につきましては、手続き方法等が決定次第、ホームページに載せる予定ですので、もうしばらくお待ちください。

【問合せ先】

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県保健福祉部介護保険課 地域ケア・介護予防係

TEL: 099 (286) 2694

FAX: 099 (286) 5552

・介護保険課ホームページ

<http://www.pref.kagoshima.jp/home/kaikokuka/index.html>

海上自衛隊護衛艦「せんだい」一般公開

市民課 (☎33-5612)

海上自衛隊護衛艦「せんだい」が、自衛官募集の自主PR活動の一環として、「串木野さのさ祭り」に合わせて串木野新港に寄港します。

なお、一般公開は、7月22日(土)～23日(日)の予定です。

募集・催し

市営住宅入居者募集について

都市計画課 (☎21-5154)

住宅名	建設年度 募集戸数	構造・設備	備考
文京町団地	平成5年度 1戸	中耐4階建(2階) 2DK・水洗トイレ	単身入居可
ウッドタウン	平成11年度 1戸	木造2階建・3LDK ・水洗トイレ	単身入居不可

○家賃 入居世帯の所得に応じて設定されます。

○入居基準

- ・持ち家がないこと
- ・世帯の月額所得が20万円以下であること
- ・同居する家族がいること
- ・市税等(市税・水道料金など)の滞納がないこと
- ・原則として、公営住宅に入居していないこと

○入居時必要なもの

- ・敷金(家賃の3カ月分)
- ・連帯保証人(2名)

○申込期間 7月5日(水)～7月13日(木)

○抽選日

7月18日(火) 14時～ 串木野庁舎 2階会議室

○入居予定日 8月1日(火)

○問合せ及び申込み先

- ・市来庁舎 都市計画課 建築係
- ・串木野庁舎 都市建設課

夏休み親子ふれあい講座生募集

働く女性の家 (☎32-7130)

★『夏休みの思い出に、親子で楽しんでみませんか!』

講座名	期日	時間	定員	内容・持ってくる物
パパと いっしょに ピザ作り	8月6日 (日)	10:00 ～ 12:00	10 組	お父さんと子どもと一緒に なって、簡単なピザ作り。 エプロン、三角巾
エコクラフト 工 作	8月2(水)・ 3(木)・4(金) の3日間	13:30 ～ 15:30	20 組	エコクラフト(紙ひも)を使っ てかわいい小物入れ作り。 はさみ、洗濯バサミ、手ふ きタオル(教材費)500円位

○場 所 働く女性の家

○対 象 市内の小・中学生の親子

(おじいちゃん、おばあちゃんでもOK!!)

※ピザ作りは、お父さんと参加する講座ですが、お母さんとの参加もできます。

○受講料 無料(ただし、材料費は、実費自己負担)

○申込み 7月21日(金)までに電話か、来館してお申し込みください。

(定員になり次第締め切ります。)

○託 児 受講時間内の託児をします。

(満2歳～未就学児)

希望される方は、事前にお申し込みください。

○問合せ 働く女性の家

鹿児島県職員募集(中・初級)試験

総務課 (☎33-5625)

- 試験区分 中級：教育事務
初級：一般事務、教育事務、警察事務
- 年齢要件 中級：20歳～27歳
初級：18歳～21歳
※平成19年3月31日現在の満年齢
- 受付期間 8月9日(水)～8月23日(水)
- 第1次試験日 9月24日(日)
- 試験地 中級：鹿児島市
初級：鹿児島市、鹿屋市、奄美市
- 受験申込手續
下記ホームページをご覧になるか、下記問合せ先にご連絡ください。
- 問合せ 県人事委員会事務局総務課任用係
(☎099-286-3893・3894)
ホームページアドレス <http://www.pref.kagoshima.jp/>

介護支援専門員実務研修受講試験のご案内

健康増進課 (☎33-5673)

介護支援専門員実務研修受講試験が行われます。

- 試験日 10月22日(日) 午前10時開始
- 試験会場 鹿児島市(及び奄美市)
- 受験手数料 8,600円
- 受験申込書の受付期間
7月3日(月)～8月4日(金) ※消印有効
- 受験申込書の請求先及び提出先
鹿児島県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
介護支援専門員試験事務室
TEL:099(258)1172 FAX:099(250)9363
- 問合せ受付 平日(月～金) 午前8時30分～午後5時

「海の日」B & G クリーンフェスティバル 及びマリンスポーツ大会開催

B & G海洋センター (☎32-8994)

- 水辺でのクリーン活動を通じ、青少年の環境保全・環境教育の意識を向上し、また小学生から一般の方を対象にカヌーによるマリンスポーツに親しみ、本市の海や川等の身近な自然を体験するため、「海の日」B & Gクリーンフェスティバル及びマリンスポーツ大会を開催します。
- 日時 7月17日(月) 海の日
8時～9時 クリーンフェスティバル
9時～12時 マリンスポーツ大会
 - 場所 B & G海洋センター艇庫
 - 内容 艇庫周辺(野元海岸)の清掃及びカヌーの試乗体験、競走等
 - 参加資格 小学校3年生以上
(※小・中学生は保護者の同意が必要)
 - 参加料 無料
 - 申込期限 7月12日(水)
 - 申込み・問合せ B & G海洋センター(担当 濱田)

第10回海の日海岸クリーン作戦

生活環境課 (☎33-5614)

毎年、海の日に市民の環境に関する意識啓発と海岸等の美化活動を目的として、市民一体となったボランティアによる清掃活動「海の日海岸クリーン作戦」を実施しています。

皆様の多数のご参加をお願いします。

- 日時 7月17日(月・祝)
午前6時30分から1時間程度

○清掃場所及び集合場所

- ・土川漁港→土川漁港付近
- ・羽島漁港→羽島漁港前
- ・横須海岸→さつま日置農協羽島支所前
- ・白浜海岸→白浜海岸
- ・荒川海岸→荒川川河口
- ・野元海岸、串木野新港→新港(公設市場駐車場)
- ・五反田川→浅山水源地付近
- ・串木野漁港→内港付近
- ・長崎鼻公園→長崎鼻公園入口(小瀬港側)
- ・照島海岸→照島コミュニティ前
- ・市来海岸→市来漁港、市来中学校裏

※川南地域の参加者は指定された場所

- 持参品 手袋、タオル、レーキ、帽子等
(お持ちの方は、ご持参ください。)

※参加者は、最寄の海岸の集合場所に午前6時20分までに集合してください。

※場所によっては駐車場が狭い所がありますので、近所の方は、自家用車の利用はご遠慮ください。

夏期巡回ラジオ体操・ みんなの体操会開催

NHKラジオでおなじみの夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会が本市で開催されます。

さわやかな夏の朝、少しでも早起きしてみませんか？

皆様お誘い合わせの上、是非ご参加ください。



- 日時 8月8日(火)
午前5時50分集合

- 場所 串木野中学校グラウンド
(雨天時 串木野中学校体育館)

※体操会終了後、午前7時から同会場で体操指導者講習会を開催します。希望される方は、7月25日(火)までに市民スポーツ課(市来庁舎)へお申し込みください。

市民スポーツ課 (☎21-5129)

第36回 串木野さのさ祭り

7月22日(土)・7月23日(日)

串木野さのさ祭り実行委員会

串木野さのさ祭りは、下記の日程で開催されます。市民の皆様の多数のご参加とご観覧をお願いします。

7月22日(土)

- 8:30~16:00 J C旗争奪市民ゲートボール大会 …… 長崎鼻公園ソフトボール場
- 18:00~21:00 串木野さのさ祭り前夜祭 …… 串木野地域中心商店街
 - ・平成18年度いちき串木野PRレディの発表
 - ・夜店 (ビアガーデン、かき氷、ヨーヨー釣り、焼鳥、フリーマーケット、ゲームなど)
 - ・ステージショー (真夏のダンス王決定戦、焼酎の振舞いなど)

7月23日(日)

- 13:00~18:00 アトラクション …… 串木野地域中心商店街
 - ・パレード、マーチング行進、一輪車演技、吹奏楽演奏、太鼓演奏、抽選会など
- 18:00~20:00 串木野さのさ祭り市中流し踊り …… 串木野地域中心商店街
 - ・約3,000人の踊り手が市中を踊り歩きます。



【串木野さのさ祭りに関する問合せ先】

串木野さのさ祭り実行委員会 (商工観光課内) ☎33-5638



串木野さのさ祭り市中流し踊り練習会

商工観光課 (☎33-5638)

串木野さのさ踊りを練習して、7月23日(日)に開催される串木野さのさ祭り市中流し踊りに参加しませんか?

【開催日】

日 程	場 所	時 間
7月11日(火)	いちきアクアホール	18:30~20:00
7月12日(水)	いちきアクアホール	19:00~20:30
7月13日(木)	いちき串木野市市民文化センター	19:00~20:30
7月14日(金)	いちき串木野市市民文化センター	19:00~20:30



※踊りは、「さのさ」と「はんや」です。

串木野さのさ祭りに伴う交通規制について

串木野さのさ祭り実行委員会

◎ 7月22日(土)〔前夜祭〕・・・・・・・・・・・・・・14:00~22:00

◎ 7月23日(日)〔アトラクション・市中流し踊り〕・・・・12:00~21:00

※上記の時間帯、下の地図に示してある範囲は歩行者天国となるため、車の進入はできません。

※車でお越しの方は、下記の9カ所の駐車場をご利用ください。

- ・市役所(串木野庁舎) ・市民文化センター前 ・商工会議所 ・市口公園
- ・串木野漁港外港 ・串木野新港 ・塩田第1公園 ・中央公園 ・光神免公園



第35回 プリマ旗争奪 ナイターソフトボール大会参加募集

市民スポーツ課 (☎21-5129)

- 日 時 7月24日(月)から
- 場 所 プリマハムグラウンド
- 参加料 7,000円
- 申込み 7月13日(木)午後5時までに下記事務局へお申し込みください。
- 主将会 7月13日(木)午後6時から
市役所 地下大会議室(串木野庁舎)

※今年度登録料を納めていないチーム(初出場など)につきましては、主将会時に登録料として6,000円が必要です。

○問合せ・申込み

- 市ソフトボール協会事務局
(市役所 串木野庁舎2階 ☎32-3111)
- ・企画課 後潟(内線3235)・総務課 岡田(内線3214)

生涯学習講座(パソコン教室)受講生募集

中央公民館 (☎33-5654)

パソコン教室の受講生を次のとおり募集します。

講座	内 容	会 場	期 日
A	【基礎講座】 パソコン操作についての初心者の方が対象 ・入力基本操作 ・文書作成 ・はがき作成など	中央公民館	8月16日、18日、23日、 25日、30日 9月1日
B		市来地域公民館	9月27日、29日 10月4日、6日、11日、 13日
C	【表計算基礎講座】 パソコンの基本的な操作が出来る方が対象 ・表の作成	中央公民館	9月6日、8日、13日、 15日、20日、22日
D	・表計算の基礎 ・グラフ作成など	市来地域公民館	10月18日、20日、25日、 27日、31日 11月1日

- 講座開設の時間 全て 午後7時～9時
- 募集人員 各講座10名(重複の申込みはできません)
- 対象者 市内に居住する20歳～59歳の方
- 受講料 無料(ただしテキスト代800円は自己負担)
- 申込期限 7月18日(火)
- 申込先 中央公民館、または市来地域公民館窓口へ直接申し込むか、ハガキで申し込んでください。

【ハガキ申込の場合】

住所・氏名・年齢・電話番号・希望講座をご記入ください。
送付先: 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1
いちき串木野市中央公民館

- 受講者の決定 定員を超えた場合は、抽選を行い、結果を個人ごとに通知します。
- その他 60歳以上を対象にしたパソコン講座を9月以降に計画しています。
- 問合せ先 ・中央公民館
・市来地域公民館 (☎36-2526)

第1回市水泳選手権大会

市民スポーツ課 (☎21-5129)

- 日 時 7月30日(日) 9:30～13:30
- 場 所 串木野西中学校プール
- 種 目 自由形・平泳ぎ・背泳ぎ・バタフライ
25m(小学校低学年のみ)・50m・100m
200m・メドレーリレー等
- 参加資格 小学生以上(1人2種目まで)
- 参加料 1人200円
- 申込み・問合せ
7月21日(金)までに市水泳協会事務局(市役所 串木野庁舎 農政課 久木野 ☎33-5635)へ

平成18年度家畜商講習会案内について

農政課 (☎33-5635)

家畜商法第4条の2第1項の規定により、平成18年度家畜商講習会を下記のとおり開催します。

1. 開催日時 8月1日(火)から8月2日(水)まで
2. 開催場所 県社会福祉センター7階大会議室
(〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1-7)
3. 講習会の内容及び日程

日 程	講習会の内容
【第1日目】 8月1日(火) 9:00～17:00	1. 家畜の取引に関する法令 2. 家畜の品種及び特徴
【第2日目】 8月2日(水) 9:00～17:00	3. 家畜の悪癖、機能障害及び疾病

4. 定 員 90名程度
5. 講習の特例措置

獣医師法第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除します(2日目のみの受講になります)。

6. 受講申請手続き

- (1) 提出書類等
受講申請書に講習手数料(3,300円)分の「鹿児島県収入証紙」(収入印紙と間違わないようにしてください。)及び「写真」(申請前6カ月以内に撮影したもの)を所定の欄に貼付し、必要事項を記載押印の上、提出してください。
また、講習の特例措置を受けようとするものは、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写しを提出してください。
- (2) 受講申請書の配布
受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書は、市農政課において配布します。
- (3) 提出期限及び提出先
7月18日(火) 市農政課まで

7. テキスト

講習会では、「最新家畜取引の知識 改訂版(農水省監修、(株)ぎょうせい)」を使用する予定です。
当日会場受付にて販売します(消費税込みで3,000円)。お釣りが出ないようにご準備ください。

8. 問合せ先

市農政課(串木野庁舎)

地域活性イベント「第2回海洋フェスタ」

水産港湾課 (☎33-5637)

第2回海洋フェスタが、下記の日程で開催されます。
市民の皆様の多数のご参加とご観覧をお願いします。

- 日時 7月16日(日) 8:30～
- 場所 串木野フィッシャリーナ施設内
(照島神社近く)
- 対象 小学生以上(参加料無料)
- 内容
 - ・海上自転車コンテスト、レース
 - ・シーラッグ(25m走)
 - ・HEY!! 綱ッピキ(海上綱引き)
 - ・ヒップ! ホップ!! ドボン!!! (海上尻相撲)
 - ・カヌー体験
 - ・その他、屋台ブース、釣堀

※なお、下記問合せ先で事前参加登録を受け付けております。

- 問合せ (社) 串木野青年会議所 (☎32-1315)

あなたの行動で救える命があります!! ～平成18年度普通救命講習会～

消防本部 (☎32-0119)

大切な人の命、あなたは助けられますか?

必要なのは、あなたの力です。

人工呼吸や心臓マッサージ、止血法、AED(自動体外式除細動器、いわゆる電気ショック)を取り入れた講習です。

今まで受講された方も、今一度受けて見ませんか!

- 日時 7月15日(土) 9:00～12:00
7月16日(日) 9:00～12:00
(受付 8:30～8:50)
- 場所 7月15日 市来保健センター
7月16日 串木野老人福祉センター
- 定員 両日とも30名程度
- 対象者 中学生以上の人
- 受講料 無料
- 申込み 7月11日(火)までに消防本部へ住所、氏名等をお知らせください。定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。当日の申し込みは出来ません。
なお、講習修了者には、救命技能を有することを認定する「普通救命講習修了証」を交付いたします。

2006年ボランティア体験月間(7月～8月) 「ボランティア体験教室」参加者募集

社会福祉協議会 (☎32-3183)

- 対象者 市内小学生30名
- 日時 7月25日(火) 9:30～13:00
- 場所 串木野老人福祉センター(集会室)
- 内容
 - ①ビデオ観賞(ボランティア活動について)
 - ②疑似体験(高齢者、車椅子、アイマスク)
 - ③デイサービスでふれあい交流
 - ④昼食・反省会
- 申込み 7月18日(火)までに電話またはFAX(32-4094)で社会福祉協議会いちき串木野市ボランティアセンターへ

川内・玄海原子力発電所等見学会参加者募集

企画課 (☎33-5634)

原子力広報安全等対策事業の一環として、原子力発電に関する正しい知識の普及啓発のために、川内・玄海原子力発電所等の見学会を実施することから、見学会の参加者を募集します。

- 日程 8月22日(火)8:30～24日(木)17:00
〔唐津市及び福岡市に2泊の予定〕
 - 実施方法 専用(貸切)バスにて移動
 - 参加費 無料
 - 対象者 市内に在住の16歳以上の方(学生も含む)
 - 募集定員 20名(募集定員を超える場合は抽選)
 - 見学場所 川内原子力発電所、鹿児島県原子力防災センター(薩摩川内市)、玄海原子力発電所(佐賀県玄海町)、九州エネルギー館(福岡県福岡市)
 - 申込期限 7月20日(木)
 - 申込み・問合せ 企画課 企画調整係
- ※これまでに当事業に参加された方はご遠慮ください。
※バスでの移動が1日6時間程度となりますので、希望者は体調を考慮してお申し込みください。

～市内に在住する外国の方～ 串木野さのさ祭りへ参加しませんか?

企画課 (☎33-5628)

いちき串木野市国際交流協会では、串木野さのさ祭り市の中流し踊りに踊り連を編成し参加いたします。

対象者は、串木野市・サリナス市姉妹都市協会会員・いちき串木野市国際交流協会会員及び、サリナス市交流派遣者でしたが、今回からは新たに市内に在住する外国の方の参加も募集します。

参加を希望される方は、企画課(串木野庁舎)へご連絡ください。(※練習会:同おしらせ版P.8参照)

その他

地上デジタルテレビ放送への完全移行

総務課 (☎33-5633)

地上デジタルテレビ放送は、2003年12月1日から関東、中京及び近畿の一部において開始され、2006年末までに、全ての都道府県庁所在地で開始され、順次放送エリアが拡大されます。

現行の地上アナログテレビ放送は、地上デジタルテレビ放送への完全移行に伴い、2011年7月24日に終了します。

地上デジタルテレビ放送を視聴するには、①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える ②地上デジタルチューナーを買い足す ③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴する、各方法があります。

詳しくは、下記へお問い合わせ願います。

- 問合せ先
 - ・受信相談/総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター ☎0570-07-0101
 - ・視聴エリア/(社)地上デジタル放送推進協会
ホームページ <http://www.d-pa.org>

税務課からのお知らせ

税務課 (☎33-5616)

平成18年度国民健康保険税の税率が決定しました

国民健康保険は、みなさんに納めていただいている税と、国や県の負担金等を財源とし、医療費をまかなっています。

いちき串木野市では、合併時調整事項として「平成17年度は、旧串木野市、旧市来町の税率を適用するが、平成18年度以降については、医療費の動向を考慮しながら統一する。」としておりました。

今回、国保運営協議会に諮問したのち、6月議会に提案し議決されたことにより、下記のとおり旧串木野市の税率に統一することになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【医療分】

区分	内 容	旧串木野市税率	旧市来町税率	統一税率
所得割	加入者の合計所得に応じて計算	11.9%	11.1%	11.9%
資産割	加入者の固定資産税額（土地・家屋）に応じて計算	30%	36.6%	30%
均等割	加入者の人数に応じて計算（一人当たり）	26,400円	29,200円	26,400円
平等割	1世帯当たりの金額	31,200円	21,400円	31,200円

※上記の税率で計算した税額が53万円以上になる場合は、53万円となります。

【介護分】

区分	内 容	旧串木野市税率	旧市来町税率	統一税率
所得割	加入者のうち第2号被保険者の合計所得に応じて計算	0.95%	1.0%	0.95%
資産割	加入者のうち第2号被保険者の固定資産税額（土地・家屋）に応じて計算	6.5%	7.0%	6.5%
均等割	加入者のうち第2号被保険者の人数に応じて計算（一人当たり）	6,600円	6,000円	6,600円
平等割	1世帯当たりの金額	3,900円	3,000円	3,900円

※上記の税率で計算した税額が9万円以上になる場合は、9万円となります。

※第2号被保険者とは、40歳～64歳の方です。

国民健康保険税の改正について

国保税の計算のうち、公的年金等控除の見直し等による税制改正に伴い、平成18年度より以下のことが変更になっています。

	改 正 前	改 正 後
所得割の算定基礎額の計算方法（昭和15年1月1日以前に生まれた方について）	年金収入－公的年金等控除額＝算定基礎額	年金収入－公的年金等控除額－公的年金等特別控除額＝算定基礎額 ※公的年金等特別控除額は、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円です
軽減判定所得の計算方法（昭和15年1月1日以前に生まれた方について）	年金収入－公的年金等控除額－特別控除（15万円）＝軽減判定所得	年金収入－公的年金等控除額－特別控除（15万円）－公的年金等特別控除額＝軽減判定所得 ※公的年金等特別控除額は、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円です
税額（介護分）の限度額	8万円	9万円



ふるさと 夏の郷土に学び・育む青少年運動

社会教育課 (☎21-5128)

夏休み期間を中心に、「郷土に学び・育む青少年運動」を家庭・学校・職場・地域等や、関係機関・団体が、緊密に連携し、積極的に展開することにより、青少年の健全育成を推進しましょう。

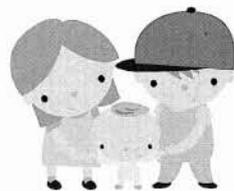
【実施期間】 7月1日～8月31日

「郷土に学び・育む青少年運動」とは・・・

次代の鹿児島を担う青少年が、将来に夢を持てるような、自立の精神と豊かな感性を持ち、国際的感覚に富み、ふるさとを愛する心をもった人間に成長することを願う、県民運動です。
(「心豊かな青少年を育てる運動」に続く運動)

●明るい健全な家庭づくりに努めましょう

- 学校が休みの日の子どもたちの様子に関心を持ちましょう。
 - 親子の語らいを深めましょう。
 - 親子読書やスポーツなどで、スキンシップの機会をもちましょう。
- ※毎月、第3日曜日は「家庭の日」です。



●青少年の主体的な活動を進めましょう

- 毎月第3土曜日は「青少年育成の日」、「子ども会活動の日」です。
 - 公民館の行事や子ども会活動では、子どもたちに役割を与え、活躍する場をつくりましょう。
 - 美化活動等を通して、豊かな心を育てましょう。
- ※7月30日(日)は「青少年ふるさと美化活動」一斉実施日です。

●「声かけ」運動の実施に努めましょう

- あいさつは、家族から進んでしましょう。
- 「はい」「いいえ」「すみません」がしっかりとと言えるようにしましょう。

●青少年の非行防止・環境浄化に努めましょう

- 深夜外出は、やめさせましょう。
- 子どもたちにとって、望ましくない場所へ「行かない勇気」、「行かせない指導」の徹底を図りましょう。
- 好ましくない雑誌、インターネット情報、がん具等については、容易に青少年が見たり、手にしたりしない環境づくりに努めましょう。

●水難事故の防止に努めましょう

- 危険箇所での水遊びや遊泳禁止区域等での水泳は絶対にさせないようにしましょう。
- 子どもたちには、あらゆる機会に注意を呼びかけ、「水の怖さ」を教えましょう。



子どもたちを変えられるのは、私たち大人です。

いちき串木野市青少年健全育成市民会議・いちき串木野市教育委員会

「いちき共通商品券」の販売について

産業経済課 (☎21-5124)

市来商工会では、市来地域内のお店・事業所で利用できる商品券の販売を始めました。

- 発売開始日 7月3日(月)から
- 発売場所 市来商工会
- 販売時間 月曜日から金曜日までの
午前9時から午後4時30分まで

○商品券の種類

500円×21枚綴(10,500円分)を10,000円で販売
(限定500セット)

※その他ギフト用(1枚500円)もあります。

ただし、購入してから半年間の有効期限とします。

- 申込み・問合せ 市来商工会 (☎36-2145)

ルールを守って楽しい花火

消防本部 (☎32-0119)

今年も花火のシーズンがやってきました。花火遊びをするときは、火災や事故が起こらないように注意しましょう。

火災や事故を防ぐポイント!

○大人が積極的に参加しましょう。

花火の正しい使い方や後始末などを教えてあげてください。「花火は危ない」と怒られたため、子ども達だけで隠れて遊び、火災や事故を起こした例が少なくありません。



○花火に書いてある遊び方を必ず守りましょう。

絶対に手に持ってはいけない花火(打ち上げもの等)があります。説明書や注意書をよく読み、使い方を守ってください。

○花火を人や家、燃えやすいものに向けないようにしましょう。

花火が火事の原因になったり、衣服が燃えて火傷をした例があります。



○風の強いときは、花火遊びはやめましょう。

火の粉が飛ぶので危険です。風の強いときは遊ばないようにしましょう。

○吹出し、打ち上げなどの筒ものは、途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。

点火するときも筒先に手や顔などを出さないようにしましょう。

○水を用意しましょう。

バケツの水に終わった花火をつけて、残り火を完全に消火しましょう。

**花火遊びは
迷惑にならない場所と時間と後始末!**

市民プールの開設

市民スポーツ課 (☎21-5129)

- 場所 市来ふれあい温泉センター横
- 期間 7月21日(金)～8月31日(木)
※期間中の休みにつきましては、市来庁舎市民スポーツ課へお問い合わせください。
- 開設時間 9:00～18:00
※プール開き当日(21日)は、13:00～
- 使用料 幼児、小・中学生：100円
高校生以上：210円

長崎鼻海水プールの開設

商工観光課 (☎33-5638)

下記の期間、長崎鼻海水プールを開設します。

なお、プール開きの日は、中学生以下を対象に"魚のつかみ取り"を行いますので、多数のご来場をお待ちしております。

- 期間 7月21日(金)～8月31日(木)
 - 開設時間 9:00～18:00
※プール開き当日(21日)は、10:00～
 - 使用料 小人(小・中学生)：50円
大人：110円
- ※本年度は、照島海水浴場は開設いたしません。



鳥獣を捕獲・飼養するには 許可(登録)が必要です

農政課 (☎33-5635)・産業経済課 (☎21-5122)

現在、捕獲・飼養できる野鳥は、1世帯につきメジロ・ホオジロの中から1種、1羽となっております。

まだ飼養許可(登録)を受けていない人、新たに愛がん用として捕獲・飼養する人は、申請手続きをしてください。無許可で捕獲・飼養すると法律で罰せられます(6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金など)。

鳥獣飼養登録票の有効期間は1年間です。

なお、対象鳥類の繁殖期(3月1日～7月14日)は、捕獲の許可・飼養の登録はできませんのでご注意ください。

また、すでに登録している鳥を引き続き飼養される方は、登録の更新が必要ですので、有効期限前に更新手続きを行ってください。

- 捕獲・飼養羽数 1世帯 1羽
- 鳥獣飼養登録票の交付等手数料 1羽 3,400円
- 問合せ ・申木野庁舎 農政課 農林係
・市来庁舎 産業経済課 農林係